

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

↓↓↓ 該当する箇所に丸印 ↓↓↓

- ~~誘導施設を有する建築物の新築~~
- 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
- 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

平成 29 年 3 月 31 日 ← 届出日を記入 ←

(あて先) 八戸市長

届出者 住 所

届出者は原則
建主とします

氏 名

印

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番 地 目 面 積	八戸市〇〇一丁目〇一〇 宅地 3,000 平方メートル	行為着手の 30日前ま でに届出が 必要とし ます。
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建 築物の用途	病院		
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途			
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 平成29年4月30日 (連絡先) 八戸市〇〇一丁目〇-〇 〇〇設計 担当:〇〇 電話番号:〇〇〇-〇〇〇〇〇		

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。